

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第8号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年墨田区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「診療用放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改め、同条中「第24条第8号」を「第24条第7号の2、第8号」に改める。

第23条中「第24条第6号」の次に「、第7号の3」を加える。

第24条第2号及び第25条第2号中「放射性同位元素装備診療機器」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。

第25号様式（第1片）（裏）中

影装置	口内法撮	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル
	撮影装置		

を

影装置	口内法撮	照射筒先端における照射野の直径	センチメートル
	手持ち口内撮影装置	70キロボルト0.25ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造	有・無

に改める。

第30号様式（第1片）（表）中

「 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 」	を	「 診療用放射性同位元素使用器具 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 」	に、
---	---	---	----

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項

を

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項

に改め、同様式（裏）中

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

を

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要

に改める。

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要

を

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要

に改め、同様式（裏）中

「 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要 」 を 「 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要 」 に改める。

第31号様式中

「 診療用放射線照射器具
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影用放射性同位元素 」 を 「 診療用放射線照射器具
 診療用放射性同位元素使用器具
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影用放射性同位元素 」 に、

「 物理的半減期30日以
 診療用放射性同位元素
 陽電子断層撮影用放射 」 を

下の診療用放射線照射器具
 性同位元素

「
物理的半減期30日以
診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影用放射

」
下の診療用放射線照射器具
使用器具

」
性同位元素

に、

「
元放断又性診
素射層は同療
性撮陽位用
同影電元放
位用子素射

を

「
射断素放器具同診
性層又射性同位療
同撮は射性同位元放
位影陽は陽電子元用
元用影電子元用性
素射放子元用性

に改める。

第33号様式中

「
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

「
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に改める。

第35号様式中

「
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

「
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に、

素は 廢 放 止 射 し 性 た 同 装 位 置 元 又	を	放 器 廢 射 具 止 性 、 し 同 機 た 位 器 装 元 又 置 素 は 、	に改める。
--	---	---	-------

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。